

東久留米市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1、現 状

地方自治体の技能労務職等の給与について、同種の民間事業の従業員と比べて高額なのではないかとの指摘がなされています。こうした状況を受けて、市ではこれまで技能労務職専用の給料表を作成するなど、技能労務職の適正な給料水準を設定するための取り組みを行ってきました。

そして、今後も更なる適正化を図るため、技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定しました。

◆ 資料（平成19年4月1日の現状です）

(1)職種ごとの平均年齢・平均給与月額状況（東久留米市）

東久留米市				
職 種	人数	平均年齢	平均給与月額 ※1	
清 掃 員	27 人	37.3 歳	383,100 円	
学 校 給 食 員	30 人	40.4 歳	379,700 円	
用 務 員	7 人	53.2 歳	496,100 円	
そ の 他 ※ 2	16 人	43.9 歳	408,300 円	
全 体	80 人	41.2 歳	396,800 円	

東久留米市データは、正職員のみを対象としています。

※1 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養・地域・住居・通勤・特殊勤務・時間外勤務などの諸手当（期末・勤勉・退職手当を除く）の合計額です。

※2 その他とは、当直員、学校以外の給食員、土木作業員です。

(2)民間従業員の職種ごとの平均年齢及び平均給与月額（民間データ）

民間データは、賃金センサスにおいて公表されているデータ（平成16年～18年の3ヶ年平均）を使用しています。

※ 賃金センサス

主要産業に雇用される労働者を対象に、その賃金の実態を明らかにすることを目的として厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」のデータです。

今回、総務省通知に基づき、総務省が提供する賃金センサスに基づく民間類似職種の賃金と技能労務職の給与を比較していますが、賃金センサスでは、

①公務類似ではない産業のデータも含むこと

②年齢・業務内容の点において完全に一致していないデータも含むこと

③次のいずれかに該当する労働者を対象にしていること

・期間を定めずに雇われている労働者

・1ヶ月を超える期間を定めて雇われている労働者

・日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

以上のような違いがあることから単純に比較することはできませんが、民間の給与水準として参考に掲載しています。

民 間		
職 種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員（全 国データ）	43.3 歳	299,800 円
調 理 士（東京都データ）	37.7 歳	302,500 円
用 務 員（全 国データ）	53.9 歳	227,200 円

(3) 職種ごとの年齢別の人数

区 分	～	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	全体
	27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	
全 体	4	11	19	14	7	2	3	6	14	80
清掃員	2	2	10	7	3	1			2	27
学校給食員	2	5	7	6	1	1	1	2	5	30
用務員					1		1	2	3	7
その他		4	2	1	2		1	2	4	16

(4) その他、技能労務職の給与に関する事項

i 給料

東久留米市職員の給与に関する条例において、行政職給料表（二）を定めています。（4級制。東京都の行政職給料表（二）に準拠）

ii 手当

東久留米市職員の給与に関する条例において、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。なお、諸手当のうち、技能労務職員に支給されている手当の主な内容は次のとおりです。

手 当 名	手当の内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	
扶 養 手 当	配偶者	13,500 円	異なる
	子ども等・その他の親族（2人目まで）	6,000 円	
	子ども等・その他の親族（3人目以降）	5,000 円	
	16歳～22歳の子どもがいる場合の加算	4,000 円	
	配偶者なしの場合の親族1人目	13,500 円	
住 居 手 当	世帯主、もしくは世帯主に準ずる者のうち 扶養親族のある場合 9,000 円 扶養親族のない場合 8,500 円	異なる	

通 勤 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用する職員に対しては6ヶ月通勤定期代相当額を一括支給。支給限度額 55,000円/月。 ・交通用具（自動車、自転車等）使用者に対しては、用具の種類、距離によって細分化された一定の金額を毎月支給。支給限度額 18,000円/月（障害を有する通勤困難者は27,000円/月）。 	異なる						
特殊勤務手当	<table border="0"> <tr> <td>不fast手当（小動物の死体処理）</td> <td>1件</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>能率手当（年末年始の緊急業務）</td> <td>1時間</td> <td>750円</td> </tr> </table>	不fast手当（小動物の死体処理）	1件	500円	能率手当（年末年始の緊急業務）	1時間	750円	異なる
不fast手当（小動物の死体処理）	1件	500円						
能率手当（年末年始の緊急業務）	1時間	750円						

iii 昇給基準

昇給については、それぞれの勤務実績、勤務評価等に応じて実施しています。昇給月は年4回（4月、7月、10月、1月）に分けて行っています。

2. 基本的な考え方

各地方自治体では、「民間に出来ることは民間に」という時代の流れを的確に捉え、業務の民間委託、指定管理者制度¹などの導入が進められてきています。市では、これまで中学校給食の民間委託、保育園の民営化や地域センター等を対象にした指定管理者制度の導入を図ってきましたが、今後もその対象範囲の拡大などを検討します。

また、技能労務職員については、退職不補充、業務の一部民間委託などを実施してきましたが、今後も同様の方針を保っていく考えです。

3. 具体的な取組内容

給料表については現行の行政職給料表（二）を踏襲し、東京都に準拠して引き続き改善を図ります。

手当については、特殊勤務手当の精査及び見直し、時間外勤務手当の抑制に向けた取り組みを進めます。

また、平成19年度に昇任・昇格基準を見直しました。平成20年度からは実際にこの運用を開始するとともに、人事評価制度の導入に向けた検討を進める計画です。

¹ **指定管理者制度** これまで地方公共団体やその外郭団体に限定してきた公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人にもさせることが出来るという制度。

4. その他

(1) 民間委託の推進

現在、技能労務職員は退職不補充という方針のもと、新規採用をせずに賄っています。今後は、全庁的に技能労務職の現場を精査し、年度ごとの退職者数を注視しながら、各業務の実状に応じた民間委託等の推進に取り組んでいく考えです。

(2) 事務・事業の見直し

現在、技能労務職員を配置している職場のうち、業務内容や人員などの面から事務・事業の見直しが可能な職場の有無を点検し、可能な場合は人事異動等を活用しながら調整を図ります。

(3) 職員数の削減見込み

「民間に出来ることは民間に」という流れのもと、退職不補充の路線を踏襲していくと、今後10年間で21人が定年退職を迎え、平成29年度には59人になる見込みです。